

### 3 いじめ防止計画

#### (1) いじめ防止基本方針



#### 【年間計画】

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修等	
4		年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	(学校)学校生活に関するアンケート・得意なこと・苦手なことアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	(児童生徒の自主的な活動計画を記載)	各教科における指導計画の確認	※十月の学校楽しーと実施後、六月から十月(夏休みも含む)の間に一回は実施。	生徒指導事例研修 学校基本方針の確認	
5		実態に基づいた対応策の検討	「学校楽しーと」活用			(児童向け)全体指導		具体的な対応の在り方 家庭との連携の在り方	
6			教育相談で活用(得・苦シート面談)						
7		取組評価アンケートの実施	子供の声アンケート						
8		取組評価アンケート集計、取組の検証 2学期の活動計画の検討	得・苦シート分析、支援について(7～8月)						取組評価結果から
9		実態に基づいた対応策の検討	(県)学校生活に関するアンケート 「学校楽しーと」の活用	「いじめ問題を考える週間」の実施		携帯・ネット利用実態調査			具体的な対応の在り方
10									
11									
12		取組評価アンケートの実施、集計、取組の検証	子どもの声アンケート (学校)学校生活に関するアンケート	「いじめ問題を考える週間」実施		(保護者向け)啓発研修会			取組評価結果から 具体的な対応の在り方
1									
2		取組評価アンケートの実施、集計、取組の検証	子どもの声アンケート						
3		次年度活動計画案作成							

## (2) いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り上げていくことが大切であるため、以下の事項を重点的に取り組む。

### (ア) わかる授業づくり…「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・ 基礎的な知識・技能や活用する力の向上
- ・ 複式・少人数指導の充実…「デトニ」学習（ガイド学習）
- ・ 終末10分間の時間確保…学習のまとめ、習熟・ドリル、学習の振り返り（異学年交流）

### (イ) 学習規律の徹底

- ・ 授業の準備、ノーチャイムによる授業開始時刻厳守の徹底
- ・ 発表の仕方、聞き方

### (ウ) 人権学習、道徳教育の推進

- ・ いじめ問題を考える週間の取組の充実（4月、9月、1月）
- ・ 人権週間（6月・12月）の取組の充実
- ・ 道徳の時間の充実  
（共通主題：礼儀、友情・信頼・助け合い、公德心、思いやり・親切、生命尊重）

### (エ) 自己有用感を育てる学級集団・学校づくり（児童会活動の活性化）

- ・ 縦割り班による活動の充実
- ・ 児童集会の主体的な運営

### (オ) 社会体験、交流体験の充実

- ・ 田んぼの学校や、伝統芸能の伝承等を通じた高齢者や地域の方々との交流
- ・ 近隣小学校との交流（3校交流学习、修学旅行、集団宿泊学習等）

## (3) いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、常に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが必要である。また、各種調査や児童・保護者との面談、地域等との連携により、情報の収集に努めるため、以下の事項を重点的に取り組む。

### (ア) 朝の会・帰りの会や授業中などの学校生活における観察

### (イ) いじめに関する実態把握

- ・ 学校生活に関するアンケート（4月、9月、1月）
- ・ 子どもの声アンケート＝学校評価（7月、12月、3月）
- ・ 学校たのしいと、家庭生活アンケート等（保護者との教育相談に併せて）

### (ウ) 教育相談の実施

- ・ 児童との教育相談…随時、第2木曜日放課後、10月の学校たのしいと実施後。
- ・ 保護者との個別面談…6月～10月（※夏休みも含む）の間に1回は実施。

### (エ) 家庭・地域住民及び関係団体からの情報提供

- ・ 通学時の児童の様子
- ・ 週休日、祝日、長期休業中の児童の様子

#### (4) 発見したいじめへの組織的対応

いじめの疑いのあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップの下、「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、いじめかどうかの判断、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、始良市教育委員会とも連絡を取り、始良警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに始良警察署に通報し、適切に援助を求める。

